

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

1 包括外部監査の特定事件

令和5年度

「観光に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和5年度包括外部監査結果報告書の記号を表記措置

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
B-02 観光施設整備事業費						
意見	<p>①市町が保有する観光関連施設の補修に対する進捗状況の確認について</p> <p>当事業は、市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助金を交付しているが、令和5年4月の支出決裁時に出納審査課から補助金交付要綱に規定されている「事業進捗状況調書（様式第6号）」の受領確認漏れを指摘され、少なくとも平成30年度以降、令和4年度までは口頭確認が継続的に行われたことが分かった。</p> <p>令和5年度については、補助金交付要綱に従って、市町に対して毎月の事業進捗状況調書（様式第6号）の作成・提出を求めているが、現状のままでは、肝心の工事が予定通り進んでいるのかどうか分からないなど、市町・県双方の毎月の事務工数に比べて、得られる効果が低いと思われる。したがって、管理方法と補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。</p>	P35, 36	措置完了	市町の観光関連施設整備の進捗状況の確認については、定期報告を廃止し、県が必要と認めた時期にのみ報告を求めるよう補助金交付要綱等を改正した。	令和7年4月	観光政策課
B-05 プラサヴェルデ管理運営事業費						
意見	<p>②稼働率の計算方法の見直しについて</p> <p>当施設では、貸会議場・貸会議室の稼働率を部屋別に計算しているが、日単位で計算されている。日単位の稼働率は、1日単位で使用されたかどうか、つまり、1時間でも使用された日は稼働率が100%とカウントされるような計算になる。稼働率の基礎データからの監査人の試算によって、次のような点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働率の基礎データから、時間単位稼働率は容易に集計でき、機械的に計算すると、日単位稼働率が時間単位稼働率に比べて2～3割過大に計算されていることや夜間の稼働率が3割 	P55	措置対応中	<p>コンベンションホールや沼津市の大規模催事スペースは、会場設営やイベントの性質上、時間単位の稼働率がなじまないため、引き続き1日単位での稼働率とする方針である。</p> <p>会議室については、催事の入替えが容易であるため、時間単位の稼働率とする方針である。</p> <p>テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間を集計するため、施設予約システムの改修について調整を進めていたが、想定以上に費</p>	令和9年3月	観光政策課

	<p>程度しかないことが確認できる。</p> <p>・現在の稼働率の基礎データでは、テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間が集計できていないため、機械的に時間単位稼働率を計算すると、使用不能時間が発生しない小会議室は実態に近いデータになるが、使用不能時間が発生する会議室やホールは時間単位稼働率が実態より低めに計算される。</p> <p>今回の監査で試算により確認された事項を参考に、部屋種類の使用実態に合わせた稼働実態の把握方法や基礎データの集計方法を見直すことを提案したい。</p>		<p>用がかかることが判明したことから、経費がかからない集計方法について、引き続き指定管理者との協議を進める。</p>			
C-01 成果・活動指標（観光交流局）						
意見	<p>成果指標 観光客に来てほしいと考える県民の割合</p> <p>当指標は、何をすれば実績値が改善するのか分かりにくく、目標設定の妥当性も含めて、評価指標としての有効性は低いと考える。また、具体的な改善活動につなげるためには、実態を正確に把握するために調査方法そのものから見直すべきである。</p>	P159	措置 対応中	<p>現在策定中の観光基本計画において成果指標の見直しを行う。次期計画では、県内旅行消費額や本県旅行に対する総合満足度といった静岡県観光の実態を数値で正確に把握するための指標を採用する見込みである。</p>	令和8年 3月	観光 政策課
意見	<p>成果指標 地域への誇り、愛着を持つ県民の割合</p> <p>アンケート調査での質問が観光に限定しているのか、住環境その他全般を含んでいるのか曖昧で、評価指標の有効性以前に調査の有効性に疑義がある。アンケートの質問内容から見直す必要がある。</p>	P162	措置 対応中	<p>現在策定中の観光基本計画において成果指標の見直しを行う。次期計画では、県内旅行消費額や本県旅行に対する総合満足度といった静岡県観光の実態を数値で正確に把握するための指標を採用する見込みである。</p>	令和8年 3月	観光 政策課